

# 添付7 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し

・中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

○経営力向上計画について（計画策定にあたっては中小企業庁のHPを十分ご確認ください）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

○事業分野別指針について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

○事業分野と提出先

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407jiigyouteisyutu.pdf>

・認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6 経営力向上の内容」に下記の「省エネ」の記載がある場合、省エネルギー取り組みを実施する事業として評価を行います。

・該当する場合には、実施計画書「1 - 1.申請総括表」で中小企業等経営強化法の承認事業を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定書、および認定申請書（いずれも写し）を添付してください。

・経営力向上計画は、申請から認定までに通常30日程度の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕を持って申請してください。

・仮に、省エネ補助金の申請までに認定書が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口） 中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 経営力向上計画制度・手続全般に関する問い合わせ窓口になりますので、個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせについては対応しかねます。省エネ補助金の手続等に関しては、SIIへお問い合わせください。

## 【中小企業等経営強化法 事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の一のへ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売業	・第3の2のIの一の口の(1)の(ii) 「設備の省エネルギー及び省力化の推進」 ・「省エネルギー設備又はロボットの導入」
小売業	・第3の2のIIの一の口の(2)の(ii)の(ロ) 「エネルギーコストの最適化（省エネルギーの取組の推進）」 ・「エネルギーコストの最適化（省エネルギーの取組の推進）」
外食・中食産業	・第2の4の二「<コストの把握・削減に関する事項>」⑩、「<IT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項>」③
旅館業	・第3の2の二の木 「ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中 「ICT投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送業	・第2の2の一の木 「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業	・第3の2のイ「製品・サービスの力（製品の高性能化・引渡し後のサービス向上）」1ボツ目 ハ「造る力（生産効率・品質の向上）」6ボツ目
自動車整備業	・第2の2の一の二の(1) 「設備投資に関する事項」 ・第2の2の一の木 「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業	・第3の1の六のロ 「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の一のへ 「省エネ・共同調達等によるコスト削減」

# 添付7 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し

## 経営力向上計画に係る認定書

○年○月○日

環境 太郎 殿

主務大臣名 ○○ ○○

印

平成○年○月○日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき認定する

## 様式第1

## 経営力向上計画に係る認定申請書

○年 ○月 ○日

○○○○○ 殿

住 所 東京都中央区○○二丁目3番5号

名 称 及 び ○○工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 環境 太郎

印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。



